

香川県条例第13号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(し尿処理施設等検査業務手当)</p> <p>第9条 し尿処理施設等検査業務手当は、職員が<u>次に掲げる業務</u>に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項の規定により、現に使用に供されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査で人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>下水道の管渠内^{きよ}において行う工事（改築、修繕又は維持に係るものに限る。）の監督又は検査の業務</u></p> <p>2 略</p>	<p>(し尿処理施設等検査業務手当)</p> <p>第9条 し尿処理施設等検査業務手当は、職員が<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項の規定により、現に使用に供されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査で人事委員会規則で定めるもの</u>に従事したときに支給する。</p> <p>2 し尿処理施設等検査業務手当の額は、従事した日1日につき270円とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。